高萩市認定地域クラブ活動実施要項

（目的）

第１条　この要項は、高萩市における休日の部活動の地域展開について、将来にわたり生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するとともに、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させ、地域全体で子どもたちの成長を支える持続可能で多様な活動環境を整備するため、必要な事項を定めるものとする。

（基本理念）

第２条　地域展開は、学校部活動を単に地域へ移し替えることを目的とするものではなく、これまで高萩市が進めてきた市内中学校の合同活動を土台として、学校の枠を越え、さらに部活動の枠を越え、生徒一人ひとりの多様な「やってみたい」に応じた活動環境を、学校、家庭、地域及び行政が連携してつくることを基本理念とする。

（定義）

第３条　この要項において「地域クラブ活動」とは、高萩市教育委員会が企画・調整し、又は高萩市教育委員会の認定を受けた運営団体若しくは実施主体が行う、中学生を主な対象とするスポーツ・文化芸術その他の活動をいう。

（運営及び事務局）

第４条　本事業の運営主体は高萩市教育委員会とし、事務局は高萩市教育委員会生涯学習課に置く。

（対象者）

第５条　高萩市立中学校に在籍する生徒を主な対象とする。ただし、活動の目的及び内容に応じ、小学生、高校生、成人等とともに活動する多世代の取組を妨げない。

（活動内容）

第６条　活動は、スポーツ、文化芸術その他教育委員会が適当と認めるものとし、競技性や成果のみに偏重せず、生徒の自主的・主体的な参加及び多様なニーズに配慮するものとする。

（参加）

第７条　地域クラブ活動への参加は任意とし、原則として選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れるものとする。

2026 年 9 月 8 日現在

（活動時間及び休養日）

第 8 条　生徒の心身の成長に配慮し、学校部活動と地域クラブ活動を通じて週 2 日以上の休養日を設けることを基本とし、活動時間は休日 1 日 3 時間程度以内を目安とする。週当たりの活動時間は国のガイドラインに示す範囲を踏まえるものとする。

（活動場所）

第 9 条　市の学校施設、スポーツ・文化施設その他教育委員会又は運営団体が適当と認める施設を使用する。

（認定）

第 10 条　高萩市教育委員会以外の団体が本市の認定地域クラブ活動として活動する場合は、「高萩市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」に基づく認定を受けるものとする。

（指導者）

第 11 条　指導者は、地域人材、競技団体・文化芸術団体関係者、教職員その他適切な資質を有する者とし、市が定める研修・登録等の仕組みに従うものとする。なお、指導者に対しては、別に定めるところにより、謝金を支給する。

（適切な指導）

第 12 条　体罰、暴言、ハラスメント、いじめ、無視その他生徒の人格を傷つける行為を認めない。勝利至上主義等に偏ることなく、生徒の発達段階及びニーズに応じた指導を行うものとする。

（安全管理）

第 13 条　活動に当たっては、生徒の健康状態、気温、湿度、暑さ指数（WBGT）等に配慮し、施設・設備・用具の点検、緊急連絡体制の整備その他必要な事故防止措置を講ずるものとする。

（保険）

第 14 条　参加者及び指導者は、活動中の傷害及び賠償事故等を補償する適切な保険に加入するものとする。

（事故等への対応）

第 15 条　事故、災害その他緊急事態が発生した場合は、必要な応急措置を講じるとともに、保護者及び関係機関へ連絡し、教育委員会へ速やかに報告するものとする。

2026 年 9 月 8 日現在

（参加費等）

第 16 条　参加費等は、活動の維持・運営に必要な範囲で、国が示す考え方及び地域の実情を踏まえ、可能な限り低廉な額となるよう努めるものとする。なお、生活困窮世帯に対しては、別途支援を行う。

（学校等との連携）

第 17 条　教育委員会、学校、運営団体、実施主体及び保護者は、活動方針、活動計画、生徒の活動状況、安全管理その他必要な事項について適切に情報共有し、連携を図るものとする。

（個人情報）

第 18 条　活動に伴い取得した個人情報は、関係法令等に基づき適切に取り扱うものとする。

（会計）

第 19 条　運営団体及び実施主体は、参加費その他の収入及び支出について、公正かつ適切な会計処理を行うものとする。

（検証及び改善）

第 20 条　教育委員会は、活動の実施状況、生徒・保護者・指導者等の意見を把握し、地域展開が生徒の選択肢の拡大及び持続可能な活動環境の形成につながっているかを検証し、必要な改善を行うものとする。

（委任）

第 21 条　この要項に定めるもののほか必要な事項は、高萩市教育委員会が別に定める。

附　則

この要項は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。